

最高裁秘書第 266 号

平成 29 年 6 月 8 日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の質問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを  
別添のとおり送付します。

記

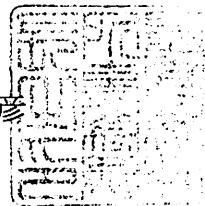
質問番号 平成 29 年度（最情）質問第 30 号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話 03-3264-8330（直通）

平成29年6月7日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今崎幸彦



### 理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

#### 1 諒問日等

##### (1) 諒問日

平成29年6月7日

##### (2) 諒問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、「本件対象文書が本当に存在しないかどうか不明であるから、この点を改めて確かめてもらうために苦情の申出をする。」と主張しているが、当該判断は相当であると考える。

#### 2 理由

##### (1) 開示申出の内容

平成22年11月頃、社会人で合格した修習生が民間企業などに身分を残したまま、休職扱いで修習できるよう、兼職許可の運用を見直した際に作成した文書

##### (2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、平成29年5月19日付で、当該文書は存在しないとして、不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

##### (3) 最高裁判所の考え方及びその理由

ア 「平成22年11月頃、社会人で合格した修習生が民間企業などに身分を

残したまま、休職扱いで修習できるよう、兼職許可の運用を見直した際に作成した文書」については、平成22年11月頃に兼職許可の運用が緩和されたことに伴い、最高裁判所において、外部的に発出した文書、内部的な事務手続の指針などの文書と考えられるところ、その存在がいずれも確認できなかつた。

イ よって、本件申出に係る文書を不開示とした原判断は相当である。